

平成30年5月18日

地域密着型サービス運営推進会議報告書兼議事要旨

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、平成30年5月15日に運営推進会議を開催したので、その記録を作成し、これを公表します。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所及び事業主体の概要

【事業所】 ゆうなぎ九十九里

(認知症対応型共同生活介護 通称：グループホーム)

(介護保険事業所番号) 1275900213

(管理者) 管理者兼ホーム長※ 小川 功一

(所在地) 〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及び共同生活住戸と利用定員)

平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)

平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)

※ホーム長は当社職制

【事業主体】

〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

日 時：平成30年5月15日 13時30分から14時30分

会 場：当ホーム二番館のリビング

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

- ・ 代 表 取 締 役 萩原 将之（設置主体代表者）
- ・ 計 画 作 成 担 当 者 内山 貴司（二番館担当、介護支援専門員）

委 員

- ・ 地 域 住 民 2名（近隣の住民）
- ・ ちどりの会（ボランティア団体） 1名
- ・ 当町健康福祉課職員 1名
- ・ 地域住民自治組織代表 1名（小関納屋区長）

（議題）

1. 入居者情報
2. ゆうなぎかわら版の内容について
3. 入居者について
4. 当ホームでの取り組みについて

(議事要旨)

前回の運営推進会議(3月26日)から今日までの施設や入居者の様子について、説明を行う。また、『ゆうなぎかわら版4月号、5月号』の解説。二番館についても、会議の冒頭に説明を行う。

萩原) 今回は二番館での会議を設定した。二番館は一番館と異なり、二階建てとなっている。当初は居室を二階にも設けることに対して、懸念の声もあった。しかし、日常生活内でのリハビリテーションの考えを取り入れて、このような構造とした。入居者の階段の昇降時には、必ず職員が付き添うこととしている。また階段一段ずつの高さについては、一般的な住居よりも低く設計している。階段昇降機も設置してあるため、それを利用する場合もある。日々の階段の昇降が運動となり、下肢筋力が維持されている方もいる。

委員) 階段昇降機の体重制限は、どのくらいなのか?

内山) 100kgまでなら作動可能であると思われる。

1. 入居者情報 平成30年5月10日現在

一番館: 男性3名 女性6名 小計9名

二番館: 男性6名 女性3名 小計9名

計18名・うち九十九里町内の入居者は11名

内山) 現在両館とも満床の状態である。入居者の保険者毎の数については、前回の会議から変動がある。

当町を保険者とする入居者1名が3月末で退去したためである。これにより、当町を保険者とする入居者は前回会議の際に12名であったところ、本日現在11名である。また茂原市を保険者とする者が1名、今月一番館に入居し、茂原市を保険者とする入居者は2名となった。その他、大網白里市・白子町においては変動はない(資料を読み上げながら説明)。次に入居者毎の介護度の推移について説明をする。介護度が重度化することを上がる、軽減することを下がると定義する。入居者毎の介護度の推移を2年・3年と遡ってみていくと、介護度の変化のない者が10名となっている。また介護度が上がったした者が3名であり、下がった者が1名となっている。介護度が上がった要因として、声かけや見守りが多く必要となってきたことや、職員による介助の機会が増えたことが挙げられ

る。一方、介護度が下がった者においては、その介護度の認定がなされた時、入院中であったため、当然ながら入院加療を要する状態であることから、より重い介護度が判定をされたのではないかと思われる。

※18名中の4名については、現在の介護度が、当ホームに入居した時点で初の介護認定等であったため、前回と現在の比較ができない。そのため、全体を14名として算出している。

萩原) 保険者について補足をする。当ホームは「地域密着型サービス」に位置づけられており、原則、当ホームが存する当町、九十九里町を保険者とする被保険者、すなわち当町、九十九里町民の介護保険被保険者を入居の対象としている。

(ただし、平成18年3月末までは、知事指定であり、当町のみならず町外から自由に入居が可能であった(18年4月介護保険法の改正により、地域密着型サービスに位置づけられるまで)。

しかし、事情(当該市町村に、自身に適した施設がない、施設が満床の状態が入居が困難など)がある場合には、近隣の市町村の施設に入居が可能な場合があり、その場合には首長同士の協議を経て入居となる。

2. ゆうなぎかわら版の内容について

今回は4月号・5月号の内容を説明する。

内山) 4月号では、外出時の様子を主に掲載をしている。なお1枚目の写真は、彼岸の時におはぎを食べているところを撮影したものである。

萩原) どこへ外出をしたのか?

内山) 東金市の山王台公園だと思われる。

職員) 白子町へ河津桜を見に行った際に、撮影したものである。

内山) 今後は、外出先が分かるように前文に記す。5月号では、ドライブ時の様子、当社ゆうなぎ白子(今年度開設予定、当ホーム同種施設)における食事会の様子を掲載している。(4月号にも同趣旨の掲載がある)。

萩原) 9名の入居者を3名の職員がみる場合、1名の職員で3名の入居者をみることになるが、外出時においては可能な限り職員の配置を厚くして対応している。今回はボランティア団体、ちどりの会の参加を得ての企画となった(5月号の前文を読み上げる)。当日の昼食については、僭越ながら全て私が調理をして提供させて頂いた。

委員) 何人程の入居者が外出をしたのか？

萩原) (かわら版を確認して) 6名入居者が参加している。

内山) 今回、ボランティアの方々に、初めて、外出の同行をして頂いた。初めての試みであるので、入居者は少人数とした。入居者は、自立歩行ができる方がほとんどである。1名車椅子を利用していたが、立位は安定しており、歩行もできないという状態ではない。

萩原) 全く歩行ができない、立位の保持ができない入居者はいるのか。

内山) 歩行に関しては、困難である方が2名ほどいる。立位に関しては(何かにつかまれば)ほとんどの方が可能であると思われる。

委員) 私はこの方(男性入居者)のことを以前から知っているが、今どれくらいの年齢なのか？(かわら版を見ながら職員へ尋ねる)

内山) 80代半ばくらいであると思われる。次回年齢区分の資料も用意をして、説明をしたいと思う。入居者の年齢は全体的に高齢となってきたが、体調を崩されることなく生活をされている方が多い。

3. 入居者について

委員) 施設の近辺を救急車が走ることがあるが、夜間に覚醒をする入居者はいないのか。

内山) ほとんど見られないと思われる。以前、私が、こちら、この二番館の夜勤業務中に地震があり、かなりの揺れを感じた。揺れが収まるのを待ち、全居室を確認したところ、起きている方はなかった。しかし、この件とは異なり、昨年8月、当町「ふるさと祭り」で花火の音で覚醒し『隣の人が壁を叩いている。何とかしてくれ』と訴えた入居者もいる。雨戸を開けて花火を見てもらったところ、納得をされ休まれた。

萩原) 我々は「これが花火の音である」と見なくても判断ができる。しかし入居者の場合は、見当識が衰えているためすぐに「花火の音」だと認識ができないのだと思われる。

委員) 認知症の方は、短期記憶が衰えてくると言われているが。

内山) 入居者毎により、その程度は違っている。職員が入居者に何かを注意した場合などは、内容の詳細は忘れてしまっても、何か言われたという負の感情はずっと残っており『私はこの人にひどいことを言われた』と他の職員へ訴え

ている場合もある。外出をしたことや家族が面会に訪れたことなども、忘れてしまう入居者がいることも事実である。料理など、昔からの習慣は覚えており、手伝ってくださる入居者もいる。「その時・その一瞬」の思いを大切にしていければと考えている。

5. 当ホームでの取り組みについて

萩原) 昨年、ある入居者が、居室から手すりを乗り越え、私たちの知る由もなく、ひとりで外出してしまう事案があった。当然に職員が直ちに捜索を始め、あわせて、警察に通報した。そうしたところ、この入居者が当ホーム近くの商店に立ち寄り、様子がおかしいことに店主が気付き、引き留めておいてくれた。警察が先にこの店に引き留められていることを突き止め、無事に保護された。このようなこともあって。地域の協力を得られることが、とても大切なことであると考えている。

設備に関しては、平成23年の二番館の増築を機に、両館にスプリンクラーを設置した。火災発生時に消防に自動通報する仕組みも整備している。

身体拘束に関しては、これまでに1件の事例のみ確認をしている。末期がんの入居者であったが痛みの緩和のために、貼り薬、経皮鎮痛剤や点滴について、麻酔・麻薬の施用があつて、副作用などによる体の動きや、点滴の針が抜けてしまう恐れなどが懸念されたためである。このため、ミトンの手袋などを使用した。当ホームを始めとする介護施設では病院と比較しても、身体拘束の実施については、そのハードルは高く、容易に行えるものではないと思っている。また、これは、感覚的なものなので、素人判断の誹りを受けるかもしれないが、病院で身体拘束を見た時に、この程度で拘束をする必要があるのかと疑問に思うことも少なくはなく、議論の余地があるのだということだと思う。

内山) 急に立ち上がり、転倒の危険性がある。急に怒り出すからというような理由での安易な拘束は容認できるものではない。認知症の方であっても、自分の意思を無視されて「立ってください。トイレに行きましょう」と言われれば、怒るのは当然であるとも言える。対応が困難であるならば、他職員が対応

をする、時間を空けて声をかけるなどすればよいと思う。身体拘束に関しては、今後も考えていくべき課題であると思われる。

最後に次回の運営推進会議の開催日を平成30年7月17日の13時30分からと決し、散会した。

以上

本件のお問合せ先

グループホーム ゆうなぎ九十九里

内山 貴司

電話 0475-70-7333